

富士見市自治基本条例の見直し検討作業表

資料2

章		条項	富士見市自治基本条例	解説	主な取組み状況
目次		目次	前文 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 基本原則(第3条—第5条) 第3章 市民の権利及び責務(第6条・第7条) 第4章 市議会、市等の責務(第8条—第11条) 第5章 市民参加及び協働のまちづくりの推進(第12条—第17条) 第6章 市政運営(第18条—第26条) 第7章 条例の位置付け(第27条・第28条) 第8章 雑則(第29条) 附則		
前文		前文	<p>私たちのまち富士見市は、人間尊重と恒久平和を願い、市民の福祉の向上を基本として、日常生活を安全に、快適に送ることができ、市民だれもが富士見市に住んでよかったと心から実感できるまちづくりを目指してきました。今日、地方分権が進展する中で、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちは、私たちの知恵と力を出し合いながら意思決定をしていくという自立した自治体を創ることが求められています。そのために、市は、市民の豊かな創造性や社会経験がまちづくりに十分に活かされるよう多様な市民参加を進め、市民と市が、お互いの信頼関係のもとでそれぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりのパートナーとして、共通の課題をともに考え、行動することが重要です。</p> <p>こうした認識に立ち、市民自治をより大きく育て、分権型社会にふさわしい市民主権による明日の富士見市を切り拓く、活力あるまちづくりを進めるために、ここに富士見市自治基本条例を制定します。</p>	<p>この前文は、条例制定の背景とともに条例の目標や基本理念をあらわしたものです。</p> <p>前段では、富士見市がこれまで目指してきたまちづくりの趣旨と、今、求められている自立した自治体の現状について述べています。地方自治の本旨とは、憲法に定められており、住民自身が自治を行う「住民自治」と、市役所など国から独立した機関が自治を行う「団体自治」によって構成されていることをいいます。この前段では、市民と市が知恵と力を出し合って、住みやすいまちづくりを進めていくことが必要だとしています。そのためには、市は市民の力が市政に発揮されるような仕組みを整え、市民と市は役割と責任を分担しながら、同じ課題に向けてともに歩む姿勢が重要だと述べています。</p> <p>後段では、新たな社会状況に対応していきける活力あふれる富士見市を創造するため、市民が主体となってまちづくりを進めるために、この条例を制定するものとしています。</p>	

章		条項		富士見市自治基本条例	解説	主な取組み状況
第1章	総則	第1条	目的	この条例は、市民の市政への参加並びに市民及び市の協働を基調とした本市の自治の基本となる事項を明らかにすることにより、市民の知恵と力を生かした豊かな自治の推進を図ることを目的とする。	この条例の目的を定めたものです。市民の知恵と力を生かした豊かな自治の実現のために、市政への市民参加を進め、市民と市が相互の信頼関係を築きながら協働によるまちづくりを行っていくことを目的としています。	
		第2条	定義	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。</p> <p>(2) 市民参加 市民が、施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、意思決定にかかわることをいう。</p> <p>(3) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責務を担いながら対等の立場で相互に協力し、及び補完することをいう。</p>	<p>この条例にある「市民」「市民参加」「協働」の用語についての定義です。</p> <p>(1) 市民の定義 この条例でいう「市民」とは、富士見市の区域内に住所を有する者に加えて、在勤者、在学者、企業やNPO法人など市内で事業を営む法人、町会やボランティア団体など市内で活動する団体も含めます。市民について広く捉えたのは、市民参加や協働は様々な場面が考えられ、例えば環境や防犯、防災に関する課題については、在勤者、在学者、法人、団体等も連携して取り組む必要が考えられるからです。 * その他の団体とは・・・ 市内で事業を営む企業や商店だけでなく、町会やボランティア団体など、幅広い団体を指しています。</p> <p>(2) 市民参加の定義 「市民参加」とは、市の施策の企画・立案段階から実施、評価のそれぞれの過程において、市民が主体的に参加し、市の意思決定にかかわることとして定義しました。最終的な意思決定は、議会での議決や市長の決定によるものですが、この決定の過程に加わることは、自治の基本であると考えます。 なお、市の施策の企画段階から主体的に参加することは「市民参画」とも言いますが、一般的に使用されている「市民参加」という用語にしました。</p> <p>(3) 協働の定義 地域社会の課題などを解決するために、市民と市がそれぞれの役割と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力しあうことを言います。</p>	

章		条項		富士見市自治基本条例	解説	主な取組み状況
第2章	基本原則	第3条	情報の共有の原則	市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを基本とする。	市民参加と協働のまちづくりを進めるためには、市民と市が対等の関係をつくることが前提となります。それには、市民と市がまちづくりに関する情報を共有することが不可欠であることから、基本原則として定めています。 情報とは、市政運営にかかわる情報だけでなく、市民の公益活動などにかかわるものも含んでいます。その情報を市民と市が相互に提供したり、発信することで意志の疎通を図り、信頼を深めることが必要です。	
		第4条	市民参加の原則	市は、市民参加の機会を保障し、市民の意思を市政に反映することを基本とする。	市民が、施策の企画立案から実施、評価のそれぞれの過程に主体的に参加することは、市民の意思が市政に反映され、市民自治を高めることにつながります。よって、市は、市民参加の機会を保障するため、市民の意思を市政に適切に反映することを原則として定めています。	
		第5条	協働の原則	市民及び市は、相互理解と信頼関係を深めるとともに、お互いの知恵と力を出し合い協働によるまちづくりを進めることを基本とする。	市民と市が、相互理解と信頼関係のもとに、それぞれの役割と責務を担いながら相互に協力し、補完し合いながらまちづくりを進めることが必要であることから、協働を原則として決めました。	協働事業提案制度の運用

章		条項		富士見市自治基本条例	解説	主な取組み状況
第3章	市民の権利及び責務	第6条	市民の権利	市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。 2 市民は、自ら考え行動するために学ぶ権利を有する。	第6条は、年齢や性別、国籍、心身の状況等に関わらず、すべての市民がまちづくりの主体として有する権利を定めています。 第1項は、市政に参加する権利と市政に関する情報を知る権利があることを明記したものです。 第2項は、市民がまちづくりの主体として市民参加や協働を進めるには、ものごとの事実を正確に把握し、市民が自らの意思で判断できることが大切であることから、市民の学ぶ権利を明記しています。	
		第7条	市民の責務	市民は、前条に定める権利を行使して主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。 2 市民は、自らの有する技術、能力等をまちづくりに還元するよう努めるものとする。	第1項は、市民が第6条に定める権利を積極的に活用して、自らの意思で、主体的にまちづくりに参加することが、自治の発展につながるのと考えから定めています。 第2項は、市民の社会経験を通じて得られた様々な技術や能力をまちづくりに活かすことが、その意識を高め、豊かな自治を創ることにつながるから定めています。	市民意識調査への回答 商業者地域別懇談会等への参加 防災訓練等への参加 審議会等への参加 パブリックコメントへの意見提出 協働によるまちづくり講座の利用 協働事業提案制度への提案

章	条項	富士見市自治基本条例	解説	主な取組み状況
第4章 市議会、 市等の責務	第8条	市議会の責務 市議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めるとともに、市政運営が適正に行われるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めなければならない。	市民の代表としての市議会は、市民の意思が反映されるよう運営していくことを定めるとともに、市政運営が適正に行われるよう地方自治法に定める議会の権限や機能などを行使していくことを定めています。 ※富士見市議会基本条例を参照（平成23年12月制定）	市議会だより、市HPによる議会の情報提供 市議会のインターネット中継 議会に関する基本的事項及び議会の活性化に関する事項を定めた富士見市議会基本条例の制定 意見交換会の開催（平成30年度～）
	第9条	市の責務 市は、市民参加の機会を拡充するとともに、市政に関する市民の意見及び提案を総合的に検討し、適切に市政に反映させなければならない。 2 市は、市民に対し、まちづくりに関する情報及び学習の機会の提供に努めなければならない。	第1項は、市は市民参加の機会が進むように取り組み、市民意見や提案を総合的に検討し、適切に市政に反映していくことを定めています。 第2項は、まちづくりに関する情報の提供を進めるとともに、市民要望等に基づいた多様な学習機会を設けることを定めています。現在、市職員が講師として出向く、協働によるまちづくり講座（出前講座）によって学習の機会を提供しています。	市民参加手続規則の制定 審議会等委員の公募 市HPによる審議会等開催日の公表 パブリックコメントの実施 協働によるまちづくり講座の実施 令和元年度:33件 令和2年度:7件 令和3年度:17件
	第10条	市長の責務 市長は、市民の信託にこたえ、市政の代表者としてこの条例を遵守するとともに、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。	市長は、市政運営の責任者として、自治を発展させるために、この条例を遵守し、公正かつ、誠実に市政運営を行うことを定めています。	富士見市自治基本条例の推進
	第11条	市職員の責務 市職員は、市民全体の奉仕者であるとともに、自らも地域の一員であることを自覚し、市民との信頼関係の向上に努めなければならない。 2 市職員は、この条例の目的の達成のために必要な能力の開発及び向上に努めなければならない。	第1項は、市職員は市民全体の奉仕者としてその責任を果たすとともに、この条例でいう市民でもあることから、市民の視点に立って職務を進めるなど、市民との信頼関係の向上に努めることを定めています。 第2項は、市職員はこの条例に基づくまちづくりを推進するために、市民参加・協働に関する知識やその他職務を遂行するにあたって、必要な専門的知識等の習得や能力の向上に努めることを定めています。	市主催の事業へのボランティア参加（各駅周辺安心安全道路クリーン事業など） 職員研修の実施（新規採用職員研修や新任課長研修などの一般研修、自主研修、人づくりセミナーや情報発信力向上などの派遣研修、特別研修） 人材育成基本方針の策定（平成17年）・改訂（平成25年）・改訂予定（令和4年）